

令和4年度 第5回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録（公開）

1 日時

令和5年3月14日（火）午後2時55分～3時40分

2 場所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者

公益代表委員	橋口、松岡、丸山、三島
労働者代表委員	今村、鎌田、重黒木、中川
使用者代表委員	甲斐、河野、酒匂、野口、久富
事務局	田中労働局長、松野労働基準部長、森賃金室長、吉田補佐

4 議事内容

【補佐】

ただ今から、第5回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。
まず、前回第4回本審以降に委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。
資料の1ページをご覧ください。
使用者代表委員の久富委員が新任となっております。

【久富委員】

久富と申します。よろしくお願いいたします。

【補佐】

本日は、公益代表委員の四方委員、労働者側代表委員の田中委員が欠席となっております。それで、13名の委員の皆様にご出席いただいております。最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

最初に議事録の確認は、中川委員と河野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 両名了承 ）

また、当審議会の開催について2月27日から3月9日まで公示を行いましたが、傍聴希望申込みはなかったことをご報告いたします。

なお、本日、事務局の補助として後ろの方に2名が着席しておりますことを併せてご報告いたします。

それでは、これからの議事については、会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【松岡会長】

それでは、会次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

まず、議題1の「令和4年度特定(産業別)最低賃金の改正について」、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

では、資料の3ページをご覧ください。

こちら、令和4年度宮崎地方最低賃金審議会の開催状況です。

令和4年度の特定(産業別)最低賃金につきましては、8月2日の第2回本審で改正の必要性の有無について諮問をいたしました。

8月17・19日の検討小委員会と26日の第4回本審でご審議いただき、自動車新車小売業について改正の必要性有りとする答申をいただきました。

答申を受けまして、直ちに産業別最低賃金の金額改正について諮問をさせていただきました。

そして、10月6日と13日に、自動車専門部会を2回開催しました。

全会一致で結審しましたので、最低賃金審議会令第6条第5項を採用し、専門部会の結論をもって答申を行いました。この場合、専門部会の審議結果を直後の本審で説明することとなっておりますので、今回、ご報告することといたします。

資料の5ページをご覧ください。

自動車新車小売業最低賃金専門部会からの報告書です。

審議の結果、6ページの別紙1の4にありますとおり、時間額890円に改正するとの結論に至りました。この額は、前年度の858円から32円の引き上げとなります。

7ページの別紙2は、専門部会委員の名簿です。部会長には四方委員、部会長代理には三島委員が選出されました。

8ページの別紙3は、審議経過の概要です。

10月6日に第1回、10月13日に第2回の専門部会を開催し、全会一致で結審しました。

最低賃金審議会令第6条第5項を採用し、同日付けで局長あてに答申をいただきました。

以上のとおり、答申をいただいた後、審議会の意見要旨を公示しましたが、異議申出はなく、官報公示の手続きを経て、令和4年12月14日から、発効することとなりました。

審議会委員の皆様のご理解とご協力により年内発効に至りましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上です。

【松岡会長】

ただ今の説明につきましてご意見、ご質問等がございましたら発言をお願いします。

(質問等なし)

質問等ないようですので、次に議題2の「令和5年度特定(産業別)最低賃金の改正に係る意向表明について」、事務局から説明をお願いします。

【補佐】

産業別最低賃金の改正に係る意向表明についてご説明いたします。

資料の19ページをご覧ください。

産業別最低賃金の改正の申出を行う業種につきましては、概ね前年度末を目途に、その意

向の有無を審議会において労使に確認することとしております。

また、その際に、労働局長に対し申出の意向の表明があったものについては、併せて審議会に対し報告を行うこととしております。

今回、令和5年2月13日に、連合宮崎様から、「2023年度特定（産業別）最低賃金の改正について」の提出がございました。

これによりますと、

- 1 自動車(新車)小売業につきましては、自動車総連宮崎地方協議会様から、
- 2 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
につきましては、電機連合宮崎地域懇談会様から、
- 3 各種商品小売業につきましては、宮崎県小売業産別最賃労組連絡会議様から、
- 4 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業につきましては、日本食品関連産業労働組合総連合会 宮崎地区協議会様から、

それぞれ、「金額改正の申出を行うこと」、提出時期は「2023年7月初旬」に予定しているとの意向表明がなされておりますので、ご報告いたします。

失礼しました。7月初旬ではなく7月中旬です。

次に資料21ページは、令和4年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数となっております。特定最賃の改正の申出の要件には、同種の基幹的労働者の3分の1以上というような要件がございますが、その際に使用される数字となっております。毎年第1回の本審で最低賃金決定要覧を配付しておりますが、令和5年度版の最低賃金決定要覧に掲載される数字の元になっております。21ページの真ん中の適用労働者数のところの人数で、一の位が四捨五入された数字が決定要覧に載ることになります。

これは経済センサスの結果を基本としまして、昨年度の数字から、その後に各種情報で把握した廃止や新設、その他の増減数を加減して、さらに令和4年基礎調査結果により確認されました、適用労働者に対する特定最賃の適用除外者の割合から算出された適用労働者数を減じて算出しております。

以上でございます。

【松岡会長】

この申出に関して、労働者代表委員から補足説明などありましたらお願いします。

（補足なし）

ただいま、事務局から意向表明について説明をいただきましたが、これにつきまして、ご質問やご意見等がございましたら発言をお願いします。

（意見なし）

特にないようですので、産業別最低賃金は、改正の必要性の有無や改正額の決定について、労使の合意を基本としておりますので、今後、関係労使の意思疎通が十分図られるように双方よろしくをお願いします。

次に、議題3の「実地視察」について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

実地視察について説明をいたします。

特に資料は準備しておりません。

まず、最低賃金の決定によって実際に影響を受けることとなる関係者の意向や実情把握のために、決定要覧の145ページ、今日はお持ちではないと思いますが、145ページに最賃法第25条第6項では、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」と規定されており、決定要覧の6頁の本文7行目に「委員自らが事業場等に赴いて、作業実態、賃金実態等を視察し」とあります。

宮崎では最賃審委員による視察につきましてはこれまで実施してきておりません。使用者側委員から、令和元年度以降議題に上がらないとして、問題提起をいただき、令和3年度3月の第5回本審で実地視察についてアンケート結果と九州各県の状況をご説明し、ご審議いただいたところです。

視察についての委員の皆さんのご意見は、事業主及び労働者から直接能動的に意見が聞けることは大変有意義であるものの、事業場の公平な選定や効率的な実地視察ができるか、視察の結果をどう審議会に反映させるのかなど、課題も提起されました。

現在のような新型コロナウイルス感染状況の中では視察先に迷惑がかかるなど否定的なご意見が多かったと認識したところです。

ただ、今後も年度当初の第1回と最後の3月本審で、議題とするとなったところです。

このような経過を踏まえ、事務局としては、来年度の実地視察は行わないという審議計画としたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

【松岡会長】

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。

(質問等なし)

特にないようですので、実地視察については、事務局からのご報告のとおり、来年度も実施しないということでよろしいでしょうか。

(各委員了承)

では次に、議題4の「参考人聴取」について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

資料については、23ページからになります。

実地視察と同じく、最低賃金の決定によって実際に影響を受けることとなる関係者の意向や実情把握のために、最賃法第25条第6項では、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」と規定されており、決定要覧の6ページの上段の「最低賃金決定の仕組み」の特定(新産業別)最低賃金の

左から二つ目「必要性審議」の下の矢印に「関係労使の意見聴取」があります。

必要性審議、宮崎では「検討小委員会」と言っておりますけれども、「関係労使の意見聴取」につきまして、令和2年度までは実施しておりませんでした。

経過としましては、電機専門部会において、現場の実態を知らずに審議を進めているとの問題提起をいただきましたので、令和3年度3月の第5回本審でアンケート結果と九州各県の状況をご説明し、ご審議いただいたところです。

第5回3月の本審での委員皆様からのご意見は、関係労使のイニシアティブにより決定されるものであるものの、意見聴取の重要性は公労使いずれも認識は一致しており、その方法について、事務局が労使の意見をまとめることとされたものです。

そこでお開きいただいております23頁からの要領ですけれども、令和4年度に実施しました要領と、様式を2種類、25ページからが別紙1として、意見表明者の推薦名簿、27ページからが必要性の有無に関する意見書ということで出していただいたところです。

意見書の提出については、その時に発表を希望されるかどうか記載していただきました。

今年度については、金額改正申出に添付されました労働協約金額が、この時点で県最賃の答申を受けておりますので、県最賃額を上回った2産業の関係使用者と4産業の関係労働者から意見をいただきました。

決定要覧の221ページに平成14年度の全員協議会報告があります。

下から6行目、産業別最賃が現実に制度として存在し、その運用面の課題に関する様々な指摘があることを踏まえると改善をすることは重要であるとあります。

次の222ページには「関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善」として、関係労使の参加による必要性審議が期待されるとあります。

今年度の反省や来年度に向けたご意見をいただきたいと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【松岡会長】

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。

(質問等なし)

そうしますと、始まったばかりなので、令和4年度のやり方を踏襲するというところでよろしいでしょうか。

(各委員了承)

では、ほぼ令和4年度のやり方を踏襲するという方向で検討小委員会において実施することにしたいと思っておりますので、皆さんよろしく申し上げます。

【松岡会長】

では次に、議題5の「令和5年度審議日程(案)」について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

資料の 29・31 ページが事務局からの提案です。

31 ページで説明をさせていただきたいと思えます。これが運営計画としてお示しする内容になっております。

5月になりましたら委員の皆様、現在 57 期の委員を推薦公示しておりますので、委員が決まりましたらメール等により日程調整させていただきます。第 1 回を 7 月上旬、6 日ということで私記載しておりましたけれども、もうすでに 7 月の第 1 週は会議室が、私ども事務局の都合でずっと埋まっておりますけれども、1 日はくれないかをお願いしているところで、もしかしたら第 1 週に入れられるかもしれませんが。第 2 回については、目安の伝達を 7 月の末から 8 月の中旬に本審をさせていただいて、本審の直後に専門部会の審議をさせていただく。異議審については、答申の後 15 日間公示をしないといけないし、私どもの諮問、局長からの諮問をいただいた時も公示をしなければいけないということになりますので、どうしても第 1 回本審が遅くて、そして第 1 回の専門部会が近いと公示期間が確保できないものですから、あくまで日程案は 7 月の初めか、第 2 回本審が 8 月の初め、これぐらいの日程があると十分公示が大丈夫なんですけれども、ここも制限があるということになります。

それで、後ろの方に行きまして、答申は後程ちょっと説明しますが、33 ページ、こちら 10 日に答申した場合の異議の申し出は 25 日までとなっております。25 日の異議の締め切りを待って異議審を開催しないといけませんから、10 日の答申ですと異議審は 28 日になっております。こちら 10 日と 28 日は一番遅いようなパターンがこの日程かなと思っております。これが県最賃、地賃についてです。

次に、特定最賃につきましては、地賃の答申から異議審までの間に検討小委員会で必要性の有無について、関係労使の意見聴取などのご審議をいただき、異議審の日、8 月 28 日の月曜日に改正決定の諮問をさせていただきたいと思えます。

その後、専門部会の委員の任命と日程調整を行い、10 月中に 2 回専門部会を入れたいと考えております。

皆さん大変お忙しいと存じますけれども、まず成立要件がないといけないし、答申の日は片側だけが人数が多かったりというのは避けたいなと思っておりますので、委員の皆様には審議会の成立要件、決議要件、発効日の考え方をご参考に、日程の確保にご協力をいただきますようお願いしたいと思います。本日は事務局からの提案へのご意見をいただきたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

【松岡会長】

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。

(意見等なし)

それでは、委員の皆様もお忙しいと思えますけれども、日程調整にご協力いただきますようお願いいたします。

最後に「その他」委員の皆様から何か議題として取り上げたい事項などありましたら、ご発言をお願いします。あるいは、本日の審議や 1 年間を振り返ってのご意見・ご質問でも構いませんが、何かありませんでしょうか。

(意見等なし)

特にないようですので、本日の審議は終了したいと思います。

本日の議事録については、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思います。ご異議はございませんか。

(異議なし)

それでは議事録は公開とします。

議事録の確認は冒頭事務局説明のとおり、中川委員と河野委員をお願いします。

最後に、本年度の審議会の終了に当たり、局長からご発言がございますので、よろしくお願いいたします。

【局長】

本日は、年度末のお忙しい中、審議会に御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

令和4年度の宮崎地方最低賃金審議会の終了にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

振り返りますと、令和4年度は、令和2年から続きます新型コロナウイルス感染症に悩まされた1年でございました。

感染状況は、だいぶ落ち着いてきておりまして、昨日からは、マスクの着用も基本的対処方針に基づき、個人の判断に委ねることを基本とされたところでございます。

5月には5類に引下げという話も出ておりまして、引下げ後における課題も色々あるのではないかと案じているところでございます。

また、雇用失業情勢でございますが、求人が求職を上回る状況が継続しておりまして、直近の1月の有効求人倍率は、季節調整値で1.44倍と、求人といしましては着実に改善が進んでいるところでございます。

しかしながら、その一方で、深刻化する人手不足や資源価格の高騰など、これらが雇用に与える影響には注視していく必要があると考えているところでございます。

また、令和4年度の審議会を振り返りますと、第1回審議会が開催された7月の感染状況は、感染急拡大した第6波の時期でございました。そのような状況の中で、審議会の運営におきましては、深いご理解とご協力を賜ったところでございます。

特に、中央最低賃金審議会の目安の答申は、本県の属するDランクが30円という、過去最大の金額が示されまして、しかも目安の答申自体が8月にずれ込んだことにより、審議日程にも大きく影響があったところでございます。

このような状況の中で、松岡会長はじめ、皆様方におかれましては、地域別最低賃金及び自動車新車小売業特定産業別最低賃金について、宮崎県内の雇用・経済状況等を考慮いただきまして、かつ県内労働者の生活の維持・向上にも配慮した答申を賜りまして、そのご尽力に対し、改めまして敬意を表しますとともに心より感謝申し上げます。

改定された最低賃金につきましては、宮崎県内の労働者、事業主、各団体等に対しまして、業務改善助成金の活用と併せて、周知・広報に努めてまいりました。業務改善助成金ですが、少しずつ周知されて活用も上がっている状況でございます。

特に、地方公共団体の広報誌については、全市町村で掲載されたところでございます。

宮崎労働局といたしましては、最低賃金の履行確保について、最低賃金法違反が疑われる事業場を選定しまして、集中的な監督指導を行っているところでございますが、引き続き、県内労働者の労働条件確保等に向けて、さらに努めてまいりたいと考えております。

結びに、本日の審議会が第56期としての最後の審議会となります。

本年度で任期が終了となります。松岡会長、丸山委員、甲斐委員、そして、本日ご欠席となりましたが、四方委員におかれましては、長きにわたり、労働行政、とりわけ、宮崎県の最低賃金にご尽力を賜りましたことに、この場をお借りしまして、改めて心より感謝申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

第57期の任命でございますが、現在、手続きを進めているところでございます。

再任していただいた際には、引き続きご苦勞をお掛けすることとなりますが、何卒、労働行政に対する深いご理解、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げまして御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

【松岡会長】

先ほど局長からお話がありましたが、私これで丸10年になりまして退任ということで、今後の皆様のご活躍をと思っております。

それでは、第5回宮崎地方最低賃金審議会を終了します。

お疲れさまでした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
